平成２６年（フ）第５３９０号
大阪府摂津市東一津屋７番20―203号、前住所奈良市学園大和町６丁目708番地の１　630号
債務者　宮原　正典
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　貴晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１号
岐阜市茜部菱野２丁目89番地　ハイツ橘503号室
債務者　金城真砂子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１５９８号
愛知県半田市相賀町１番地の196
債務者　大山忠夫こと　嚴　　忠成
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　亮次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０７１号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン４－６号棟305号
債務者　根本　正明
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　隆行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５７号
横浜市磯子区洋光台１丁目25番21号　Ｔ．Ｉｃｈｉｍｕｒａビル Ａ棟203号
債務者　菊地　一博
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝島　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５８号
横浜市戸塚区前田町235番地　サンクレスト303号
債務者　菊地　マサ
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝島　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１９１号
群馬県前橋市粕川町深津1649番地５
破産者　株式会社北辰技研
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８５２号
埼玉県新座市野火止１丁目７番33号
破産者　有限会社若杉工務店
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５２２号
大阪市住之江区南港北２丁目１番10号　ＡＴＣビルＩＴＭ棟４ＦＨ－８
破産者　Ｍｅｒｃｕｒｉｕｓ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８２号
大阪府高槻市山手町１丁目14番16号
破産者　国松工建株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０号
群馬県高崎市柴崎町860番地３
破産者　ｅ－Ｐｅｒｓｏｎ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２１号
群馬県藤岡市篠塚156番地の３
破産者　上州高橋運送有限会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７８８号
東京都稲城市百村1601番地の４サザン稲城301
破産者　楢府　裕康
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２４６号
名古屋市東区白壁３丁目１番28号
破産者　株式会社リゾートサービス
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１１号
名古屋市東区泉１丁目５番27号
破産者　有限会社アートフェイズ
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３３号
神戸市中央区海岸通４丁目３番13号
破産者　極東エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１０号
神戸市須磨区高倉台２丁目３番２号
破産者　有限会社読売センター高倉台
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
岡山市中区門田本町２丁目１番41号　はなはうす門田２番館101号、旧住所岡山市東区東幸西1000番地
破産者　仁科　　徹
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
徳島市川内町下別宮西47番地
破産者　安宅電気工事有限会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部